

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業者の皆様へ融資制度のご案内

R3.12.1現在

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々にご利用いただける、各種融資制度をご紹介します。
なお、本資料は、令和3年12月1日現在の情報をもとに作成しています。
概要版のため、制度の詳細は、個別にホームページをご確認いただくか、お問合せ先にご連絡をお願いします。

短期事業資金

国や県が交付する新型コロナウイルス感染症関連の補助金および協力金等が、事業者の皆様へ交付されるまでの短期間に資金が必要になる場合に商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金に対してご利用いただけます。

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を直接または間接に受けた中小企業者等
融資限度額	1,000万円
融資利率	金融機関所定(2.2%以内)
信用保証	必ず保証付き(保証料率 年0%)
融資期間	1年以内
借入申込先	県制度融資取扱金融機関 (右記制度詳細よりご確認ください)
お問合せ先	滋賀県商工観光労働部中小企業支援課金融支援係 TEL:077-528-3732

[短期事業資金
制度詳細](#)



セーフティネット資金

コロナ新規枠・コロナ借入枠

借入希望額が4,000万円以内で、金融機関による継続的な伴走支援(伴走支援型特別保証)を受けることができる場合にご利用いただけます。

一定の要件(売上高減少要件等)を満たす場合、国からの保証料補助を受けることで保証料率が年0.2%となる制度です。

新規枠・借入枠

借入希望額が4,000万円を超える場合、金融機関による継続的な伴走支援(伴走支援型特別保証)を受けることができない場合にご利用いただけます。

一定の要件(売上高減少要件等)を満たす場合、信用保証率に軽減が適用されます。

※詳細な区分等ございますので、ご利用をお考えの方は下記制度詳細をご確認ください。

借入申込先	・コロナ新規枠・コロナ借入枠: 県制度融資取扱金融機関 (右記制度詳細よりご確認ください) ・新規枠・借入枠: 栗東市商工会 TEL:077-552-0661
お問合せ先	滋賀県商工観光労働部中小企業支援課金融支援係 TEL:077-528-3732

[セーフティネット資金
制度詳細](#)



新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により、一時的な業況悪化を受けた方が資金を必要とした場合に、設備資金および運転資金としてご利用いただけます。

融資対象者	・最近1か月間等の売上高または過去6か月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同時期と比較して、5%以上減少 ・中長期的に業況が回復し発展が見込まれる
融資限度額	別枠8,000万円
融資利率	基準利率(災害) (6,000万円を限度として、融資後3年間は、基準利率-0.9%)*1 (融資後4年目以降、また、6,000万円を超える部分は基準利率)
融資期間	設備資金：20年以内(据置5年以内) 運転資金：15年以内(据置5年以内)
担保	無担保
取扱期間	令和4年3月31日

*1 特別利子補給制度

上記新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、要件に該当する方の、*1の利子を実質的に無利子化する制度です。

対象要件

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高 20%以上減少
法人	売上高 15%以上減少	

補給限度額

上記融資限度額のうち、6,000万円以下の部分

補給期間

当初3年間

補給率

上記*1の部分
利子も含め公庫に返済、のちに利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給

お問合せ先

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
TEL:0570-060515

詳細情報

[日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付
ホームページ](#)

